

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530082

研究課題名(和文)口座管理機関の義務・責任を軸とした口座振替システムの統一的基礎理論

研究課題名(英文)Fundamental Theories of Book-Entry Systems in Securities Accounts

研究代表者

コーエンズ 久美子 (KOENS, Kumiko)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：00375312

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：振替制度の法律構成については、有体物に対する証券の「占有」を基礎に組み立てられているが、これは口座管理機関を制度のインフラ機関として捉える発想であり、近時問題となっている口座管理機関の口座名義人に対する貸付金の優先的回収権について整合的な説明ができなくなっている。振替制度はその仕組みから、口座管理機関の行為がなければ口座の振替、制度の運用ができないものであり、その法的地位、機能を踏まえた法律構成が求められる。またこれを前提に、口座管理機関の合意を基礎とする「支配契約」による担保権の設定が、合理的であり今後の金融取引に極めて有用な制度であると思われ、今後どの導入に向けてさらなる検討が望まれる。

研究成果の概要(英文)：The concept of possession is useful to explain the rights of account holders in book-entry system of securities in Japan. However, this analysis will show that it does not explain well the rights of intermediaries. Instead, it is suggested that the fundamental theories and rules of book-entry systems should be based on and focused on the role and function of intermediaries.

研究分野：民法法学

キーワード：証券 振替制度

1. 研究開始当初の背景

わが国における証券のペーパーレス化の法制度については、「社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」とする)」が制定され、その対象が株式を含む有価証券全般に拡大されたことにより一応の完成を見たところである。振替法に基づく証券決済制度は、投資者が口座管理機関に口座を開設してもらい、証券の銘柄、数額等が口座に記録されることにより当該証券を保有し、また口座記録の減額・増額により証券を譲渡することができるというシステムである。このように有体物としての証券は存在しないが、わが国における振替法は、「証券」という紙片が口座記録に置き換えられているという発想を基盤とし、基本的に従来のものである証券に適用されてきた物権的な法律構成、有価証券法理を継承している。

たとえば、株式については振替法128条が権利の帰属は振替口座簿の記録により定めると規定する。つまり、自己口座の保有欄に記載されている振替株式は、当該口座の口座名義人に帰属し(株主)、自己口座の質権欄に記載されている振替株式は、口座名義人が質権者ということになる。このことは、口座名義人のみが物理的な支配ではないが、口座管理機関との関係において、口座記録である証券上の権利行使および証券の処分が認められるという意味での「事実上の支配」を有すること、すなわちこの意味において(口座記録である)証券を「占有」していると説明される。換言すれば、振替法は権利の帰属や移転等につき証券の占有と口座記録を機能的に等値する発想で制度設計されていると捉えられる。

こうした制度設計において、担保制度としては、質権者の質権口座への口座記録の移転による質権設定、さらに担保権者の保有口座への口座記録の移転により、譲渡担保権の設定が用意されている。ところがこれらの制度は、基本的に単独の担保権者を想定したものであるため、たとえばシンジケート・ローンの担保として振替証券を利用する場合の手続きが不明確であり、煩雑である等の指摘がなされた。他方、デリバティブなど被担保債権額が変動する場合に、担保目的物自体も変動すると都合がよいこともある。これについては、証券口座そのものを担保目的物とすることが可能であれば、対応できるのではないか。

このような金融取引のニーズに照らすと、新しい事象、すなわち振替制度においては口座管理機関の介在が不可欠であり、その役割、機能に着目した制度のあり方を踏まえた制度設計、法律構成のあり方について再考する必要があると思われる。

2. 研究の目的

口座振替制度についてのこれまでの研究においては、証券と預金が技術的には同じ仕組みを利用しているにもかかわらず、法律構成が全く異なることに対する違和感から、何らかの統一的なルールが必要ではないか、あるいはそのような視点がより適切なルール構築につながるのではないかという視点から検討を続けてきた。証券の振替制度が、従来の物権法理、有価証券法理を継承しているのは、投資者(口座名義人)の権利の保護、すなわちこれまでと同様の権利を有することを根拠づける必要があるからである。しかし、有体物を対象とした物権法理、有価証券法理を口座振替制度に適用しようとする、その枠組みからはみ出す法律効果が生じる一方、たとえば、複数人を担保権者とする仕組みに現行制度が対応仕切れないという側面もある。そこで最も大きな課題は、振替制度の法律構成を考える際に、口座管理機関を事実上の口座振替を担当する制度のインフラ機関としてのみ、位置づけていることにあるのではないかとと思われるのである。口座管理機関の介在なしでは振替は生じないのであり、この仕組みを考慮に入れた法律構成の再構築、より実務のニーズに応じた法制度の確立を再考する時期にあるように思われる。

本稿は、このような問題意識の下、今後より一層重要性が増すと思われる担保取引について検討する。具体的には、口座管理機関、担保権設定者(口座名義人)、担保権者の三者の合意により担保権を設定することができる制度の導入を模索する。この制度は、アメリカ統一商法典第8編および第9編、そして証券の譲渡取引・担保取引等について私法レベルでの各国法の調整を目的として策定されたユニドロア条約において規定されている。この手法による担保権の設定は「支配」による担保権の設定や「支配契約」と呼ばれているが、アメリカ統一商法典、ユニドロア条約における規定の具体的な内容、それに関連して必要な規定などについて検討する。

3. 研究の方法

(1) 資料収集および分析

振替投資信託受益権についての判例研究

銀行の窓口で販売された投資信託受益権は、振替法に基づき、販売銀行が口座管理機関として顧客のために開設した口座において管理されている。顧客に破産手続、あるいは民事再生手続が開始された事案において、口座機関である銀行が自己の顧客に対する貸付債権を回収するために、受益権の解約金返還債務を受働債権とする相殺の効力が問題となった。民事再生手続の事案について、最高裁は相殺を認めた原審の判断を棄却し、相殺を否定した。この判決を契機に、金融機関においては、銀行取引約定書の規定の見直

し、あるいは振替証券に商事留置権が成立するかなど、債権保全のための方策が検討されている。

当該事案は、口座管理機関である銀行が、自己が管理する振替証券からの優先的債権回収を主張している点に照らし、これまであまり論じられてこなかった口座管理機関の法的地位、機能、ひいては担保権といった観点から関心を引くものである。そこで、改めて口座管理機関の地位について、「株券等の保管及び振替に関する法律」、またその成立までに議論された論点について確認作業を行った。

アメリカ統一商法典第 8 編、9 編及びユニドロア条約の「支配」について

アメリカ統一商法典、ユニドロア条約の「支配」および「支配契約」に関する文献を収集し、分析した。とりわけユニドロア条約は、口座名義人（投資者）がいかなる権利を有するかについては国内法に委ねつつ、振替制度の仕組みを利用した合理的な担保制度として「支配契約」を規定しており、わが国の振替制度への導入についての考察に際し、貴重な示唆を得ることができた。

(2) ペンシルバニア大学ムーニー教授への聞き取り調査

ユニドロア条約策定プロジェクトの米国代表であり、アメリカ統一商法典第 8 編、9 編の改訂にも深く関わってこられた米国ペンシルバニア大学のムーニー教授が来日された際、聞き取り調査を行った（2014 年 7 月 9 日）。とりわけ「支配」の取得による担保権の設定についての米国における取扱い等について質問した。またアメリカ統一商法典第 8 編 1994 年改訂に至る作業グループにおける議論状況については、後日、資料収集にご協力いただけることとなった。

(3) 研究会等における報告・質疑応答

資料の分析から検討した結果を研究会（東北大商法研究会、口座取引をめぐる法的問題に関する研究会等）で報告し、質疑応答を通してその検証を行うと同時に、さらなる問題の所在を明らかにし、今後の理論展開の方向性を探った。

加えて、全銀協、証券振替機構、金融機関関係者および金融取引を専門とする弁護士の方々に聞き取り調査をし、実務の取扱いを踏まえた理論のあり方を検討した。

4. 研究成果

(1) 投資信託受益権の事案を通して、口座管理機関の法的地位、機能等について改めて検討した結果、振替制度の法律構成について、従来の有体物に対する「占有」の概念は、口座名義人（投資者）の権利を説明する際に有用

である一方、口座管理機関の権利（商事留置権など）を説明することが困難となることを明らかにした。わが国においては、口座管理機関を制度のインフラ機関として捉えてきたが、投資信託受益権に関する事案においてはその解約金に対し、相殺に基づく優先的な債権回収権を主張したこともあり、インフラ機関であることを前提とする振替証券の「占有」という理解は、より大局的に再考をすべきと思われる。それは、口座振替制度の法律構成を考える際には、より口座管理機関の行為がなければ口座の振替も起こらないという、その役割に着目し整理することが重要だと結論づけた。

(2) 「支配契約」による担保権の設定は、振替制度の仕組みから合理的であると評価されながらも、わが国の担保制度についての考え方とは相当な距離があり、その導入については消極的な見解が一般的であるように思われる。そこで、わが国の物権的権利を秩序立てている特定性、公示性、対抗要件についての従来の考え方、発想を追いつつ、新たな担保として注目を集めている集合動産譲渡担保がこれらの要件をどのようにクリアしているのか、といった視点から検討を行った。特定性、公示性、対抗要件（登記）は不動産抵当権とともに展開されてきた理論であることを確認した上で、新しい担保目的物（集合動産等）については、より柔軟な発想が必要とされている議論を紹介した（アメリカ統一商法典第 9 編が規定するファイリング・システム）。そのような検討から、振替制度についても担保目的物である口座記録、制度の特徴としての口座管理機関の存在を踏まえた制度設計が重要であることを主張した。

(3) 口座振替制度における「支配契約」は、制度の仕組みを利用したものであり、わが国の制度においても大きなメリットをもたらすものであると思われる。アメリカ統一商法典第 8 編および 9 編、ユニドロア条約の関連規定を参照しながら、制度導入のためにどのような規定が必要であるか（優先順位、善意取得など）について検討した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

コーエンズ久美子、手形の商事留置権と弁済充当 最高裁平成 23 年 12 月 15 日判決を素材として、山形大学法政論叢、査読有、56 号、20013 年、1 頁 34 頁
<http://repo.lib.yamagata-u.ac.jp/handle/123456789/11262>

コーエンズ久美子、証券振替制度における担保権 ユニドロア条約の規定、国際商事法務、査読無、Vol.41, No.9、2013

年、1349 頁 1352 頁
コーエンズ久美子、証券振替制度における口座管理機関の法的地位と担保権 投資信託における受益者の破産の事案を素材として、山形大学紀要(社会科学) 査読有、45 巻 1 号、2014 年、1 頁 19 頁
コーエンズ久美子、振替制度における証券および証券口座の担保化 「支配」による担保権の設定について、山形大学法政論叢、査読有、62 号、2014 年
〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

コーエンズ 久美子 (KOENS KUMIKO)
山形大学・人文学部・教授
研究者番号：00375312

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：